

円仁の「大使」の呼称から見た登州新羅人社会の長 : 『入唐求法巡礼行記』を中心に

著者	朱 紅軍
雑誌名	文化交渉 : Journal of the Graduate School of
	East Asian Cultures : 東アジア文化研究科院生論
	集
巻	8
ページ	249-265
発行年	2018-11-30
その他のタイトル	Chief of Teng-chou (登州) Silla community from
	the call of "Ta-shih" (大使) from Ennin (円仁)
	Focusing on "The Record of a Pilgrimage to
	China in Search of the Law" (入唐求法巡礼行記)
URL	http://hdl.handle.net/10112/16417

円仁の「大使」の呼称から見た登州新羅人社会の長 - 『入唐求法巡礼行記』を中心に

朱 紅 軍

Chief of Teng-chou (登州) Silla community from the call of "Ta-shih" (大使) from Ennin (円仁) Focusing on

"The Record of a Pilgrimage to China in Search of the Law" (入唐求法巡礼行記)

ZHU Hongjun

Abstract

Early in the ninth century, Shandong (山東) had established political, economic and cultural exchanges with Silla, Balhae and Japan, were realized by its maritime traffic and very important position. From the end of the seventh century at the latest, Silla formed communities on the area from the coast of the Shandong peninsula to the coastal area of Jianghuai area or South China. In this paper, we looked at the 'Ta-shih' of Shandong Teng-chou Silla community from Ennin's historical record and examined the management system of Teng-chou Silla people. The characteristic of 'Ta-shih' has not been adequately studied yet. There are eight people called 'Ta-shih' in Fujiwara no Tsunetsugu (藤原常嗣), Liu Mien (劉勉), Wang Yu-chen (王友真), Chang Pogo (張保皐), Lin (林), Chang Yong (張詠), Sol Chon (薛詮), Yu Sinon (劉慎言), etc. In Teng-chou, they are Lin and Chang Yong. In terms of the name of ennin, Zhang Yong promoted from Ya-ya (押衙) to T'ung-shih-chiang (同十将), at the same time 'Ta-shih' was also used. In the area under jurisdiction of the late Tang Dynasty, together with the administration of the garrison troops, Ya-ya and T'ung-shih-chiang have already switched from military to office. According to the era, the position of the Ya-ya has also declined, and in the latter part of the Tang Dynasty, it reached a lower level than T'ung-shih-chiang. From the designation of ennin's "Ta-shih", the exchange of power between Lin Ta-shih and Chang Yong was also revealed.

Keyword: Silla community; Ta-shih; Power change; Chief

はじめに

山東¹⁾ は中国東部にあたり、渤海を経て遼東半島を望み、黄海を経て朝鮮半島を望む。唐代 の山東は、朝鮮半島諸国、渤海そして日本との間に、政治的、経済的および文化的交流がその 海上交通によって実現されて、非常に重要な位置を占め、重要な役割を果たしていたのである。

新羅人² は七世紀末、東アジア海域において、海上貿易の先駆的な役割を担ってきた。彼らの在唐コミュニティは、山東半島の沿岸と江淮地域から南中国の沿海部に至る地域を中心に形成された。円仁の『入唐求法巡礼行記』³⁾ には山東半島北部の登州に新羅館・渤海館⁴⁾ があり、一方南部の沿岸部に邵村浦・乳山浦・赤山浦・旦山浦・駐馬浦・峡山(浦)・長淮浦⁵⁾ などの港があると記されている。

日本承和度遣唐使に従い請益僧として入唐した延暦寺僧侶の円仁 (785-864)⁶⁾ は張保皐⁷⁾ が創建した赤山法華院の管理者である張詠・林大使・王訓と直接的な関係を持ち、滞在中に彼らから大いに支援を受けた。会昌廃仏のため、彼は長安を離れて再び山東に滞在し、新羅人の船に乗って帰国を果たした。約九年半におよぶ在唐生活で、彼は多くの新羅人と出会い、その支援

- 1) 山東は、現代は太行山以東の今の山東省を指す[氣賀澤保規 2001「九世紀の山東―中国唐宋変革の一 断面―」『アジア遊学』26, p.68.]。後文の登州は今の山東省煙台蓬莱市である。その時代の管轄地域は 今の煙台市の大部と威海市の全域に相当する。
- 2) ここに記された新羅人は、唐に居留した朝鮮半島の人である。早期移民の中には百済人と高句麗人が含まれ可能性もあるが、本稿では、在留の朝鮮半島の人を新羅人に統一した。
- 3) 本論文の史料は円仁『入唐求法巡礼行記』(顧承甫・何泉達校注上海古籍出版社,1986)を使う。語句の解釈について、小野勝年「入唐求法巡礼行記の研究」(全四巻,鈴木学術財団.1964-1969)、足立喜六、塩入良道「入唐求法巡礼行記訳注」(平凡社,1970・1985)、白化文等『入唐求法巡礼行記校注』 花山文芸出版社,1992、Edwin O. Reischauer.1955 Ennin's diary: the record of a pilgrimage to China in search of the law, New York: The Ronald Press Company なども参考とした。
- 4) 開成五年 (840) 三月二日条, p.86.
- 5) 開成四年(839) 四月十九日・四月二十五日・四月二十六日・六月三日・六月二十七日・六月二十九日・七月二十一日、開成五年(840) 二月十五日、大中元年(847) 閏三月十七日・六月二十六日・六月二十七日・七月二十日条, p.55、56、61、63、64、199、201.
- 6) 入唐僧円仁(794-864) は、下野都賀郡の人である。十五歳のころ最澄に師事し、838年7月請益僧として遺唐使に従い入唐。在唐新羅人の助力で唐に滞在し、その十年間に及ぶ活動の様子は『入唐求法巡礼行記』に記された。864年円寂して二年後、日本初の大師号として「慈覚大師」の諡号を贈られた。円仁は、帰国まで山東に三回滞在し、登州・莱州・青州・淄州・斉州・密州などほぼ山東全域に足跡を残している。[佐伯有清1989『円仁』,吉川弘文館.]からまとめた。
- 7) 張保皐(790頃-841) は、張宝高とも記される、本名は弓福(又は弓巴)。九世紀新羅、唐、日本にまたがる海上勢力を築いた人物。810年頃徐州武寧軍に入って、「軍中小将」の地位を得た後、新羅へ帰って、清海鎮大使から感義軍使を経て、鎮海将軍となった。神武王の即位を助けたが、納妃問題で反乱を起こした。841年に刺客の閻長に暗殺された。[李基東著(近藤浩一訳) 2001「張保皐とその海上王国(上)」『アジア遊学』26, pp.117-130.2001「張保皐とその海上王国(下)」『アジア遊学』27, pp.137-153.] からまとめた。

を受けたことが知られるのである。

在唐新羅人については、幾多の研究によってすでに議論は尽くされた感もある⁸⁾。しかしながら、あらためて『入唐求法巡礼行記』の関連記事を検討してみれば、基本的な課題も残されているように考えられる。特に、張詠・林大使・王訓の三人の権力関係については未だ定説がなく、張詠と林大使のうちどちらが最高権力者であったのかについては、論争が決着を見ていない⁹⁾。林大使・張詠らを中心とする山東新羅人社会の内部管理システムについても、改めて認識する必要がある。

その分析の対象として、本稿では、円仁による「大使」の呼称に注目してみたい。この「大使」の呼称については、学界でも従来あまり着目されてこなかった。まず、エドウィン・O・ライシャワーは、海陵鎮大使に対する注釈として

Ta-shih (the name characters as for ambassador) is used throughout this text as a title for a chief representative of some higher authority or for an officer who has been delegated supreme local authority¹⁰⁾

と指摘しており、ライシャワーの注釈本には、この条以後の本文に出てくるすべての「大使」 について、新しい注釈を付けず、この注釈の所在ページをそのまま引用したのである。

- 8) 在唐新羅人社会について、まず岡田正之と今西龍が挙げられ、戦後に入りエドウィン・O・ライシャワー (Edwin Oldfather Reischauer)・小野勝年により体系化され、現在に至って多くの研究家により継承・発展されている (森克己・佐伯有清・斉藤円真・坂上早魚・堀敏一・近藤浩一・山﨑雅稔、韓国の金文経・申福龍・下麟錫・權悳永・李炳魯、中国の陳尚勝らを代表)。今までに居留地の形成と分布、社会組織と自治機能、新羅僑民の生業と宗教生活、藩鎮勢力との関係、国際貿易の展開など多岐にわたる視角から様々に論じられてきた。
- 9) 山東新羅社会の内部構造に関して、坂上早魚は他の地域には見えないより整備された勾当新羅所が登州の新羅人を管理していたと指摘した [坂上早魚1988「九世紀の日唐交通と新羅人――円仁の『入唐求法巡礼行記』を中心に――」『文明のクロスロード』28, p.14.]。この勾当新羅所では押衙張詠が行政を統括し、李明夷は新羅坊の専知官と同様の業務を担当していた [金文経 (山崎雅稔訳) 2009「円仁と在唐新羅人」鈴木靖民編著『円仁とその時代』高志書院] p.237.]。張詠は平盧節度使権力と繋がりを持っていた人物であり、林大使は文登県駐在の押衙使であり、張詠は新羅人社会の総監督である [堀敏一1998a「東アジアなかの古代日本」研文出版. p.272.]。林大使は三人(張詠・林大使・王訓)の中では最も力を持つ人物である[堀敏一1998b「唐代新羅人居留地と日本僧円仁の入唐の由来」『古代文学』50 (9), p.49.]。金正愛は、新羅通事・登州押衙の張詠や林大使、邵村勾当の王訓は張宝高が建立した赤山法華院の世話役をとして、在唐新羅人社会と唐政府とをつなぐ役割を果たしたとした [金成愛2012「九世紀における在唐新羅人社会の相互連携――円仁『入唐求法巡礼行記』の記事を手掛かりとして」『歴史文化社会論講座紀要』 9, p.18.]。近藤浩一の研究において、林大使は有力者として、交通に関わっていたものとされる [近藤浩一 2011「登州赤山法花院の創建と平盧軍節度使・押衙張詠:張保皐の海上ネットワーク再考」『京都産業大学論集』人文科学系列 44, p.156.]。山崎雅稔により、張詠は「浦」の管理者として赤山浦一帯の地域支配を担っていたと指摘された。[山崎雅稔 2015「唐における新羅人居留地と交易」『国学院大学紀要』53, p.48.]
- 10) Edwin O. Reischauer 前掲注3 注釈書, p.14.

小野勝年は、新羅人張保皐、林、薛詮、張詠に用いられた大使について、それぞれ以下のような注釈を付している。

【張保皐】張大使。会昌五年九月二十二日の条見える張大使と同一人で、張寶高を指すのであろう。同年八月十四日の条に円仁から張大使に宛てた書状があり、それには清海鎮大使麾下とある。清海鎮大使とは寶高の尊称である。さらに六月二十八日の条では張寶高が崔兵馬使を法花院に遣したことが見えている。ただし張詠をも張大使と称している例がないではない。すなわち大中元年六月十日の条である。もっともその際は登州張大使とあって。地名を冠しているから区別がつく110。

【林大使】林大使。六月七日の条に張押衙および王訓らと共に赤山法華院の世話役をしていることが記されている。ここに大使というは尊称であって大人というがごとくである。新羅人が唐政府に仕え、都兵馬使・押衙などの武官に任じられていたためにかかる尊称を用いていたものと解される。円仁はまた張宝高や張詠その他薛詮に対しても大使の呼称を用いている¹²⁾。

【薛詮】薛大使。ここで大使というのは新羅坊の惣管を指している。『行記』に新羅人に対して大使を用いた例は張宝高(開成四年六月二十七日)、張詠(大中元年六月十日)さらに林某(開成四年宜月十六、同六月七日)などがある。この薛詮の場合もまた同じ用例と考えられ、某事の長として責任あるものを呼に尊称であったのではあるまいか。中国では古く、君主の命を奉じ、それを代行する最高の使者を大使といい、唐では節度大使、わが国でも遣唐大使に外ならない。これに対してここにいう大使とはそうした最高の責任者ではない。ある種の使号、例えば兵馬使のたぐいの部署の長に対する尊称とも解される。『東征伝』では崖州遊奕使を遊奕大使といい、さらに略してしばしば大使といっている。しからば、大人という類似した唐人間における尊称で、それが新羅人の間に用いられ、円仁はおそらく、そうした呼称をそのまま使ったのではあるまいかとも考えられる¹³。

【張詠】大使。前註。張詠を大使というは彼が登州押衙新羅使であったことにもとづく尊称かとも思われる¹⁴⁾。

¹¹⁾ 小野勝年 前掲注3 注釈書巻二, p.60.

¹²⁾ 小野勝年 前掲注3 注釈書巻二, p.31.

¹³⁾ 小野勝年 前掲注 3 注釈書巻四, p.200.

¹⁴⁾ 小野勝年 前掲注3 注釈書巻四, p.232.

小野勝年の尊称という観点は間違いないが、以上の注釈にいくつかの疑問がある。

まず、張詠に張大使を使った場合、大中元年六月十日だけではなく、地名を冠していない例もまた5カ所ある¹⁵⁾。したがって、「地名を冠しているから区別がつく」という説明は説得力がさほどない。

さらに、「新羅人が唐政府に仕え、都兵馬使・押衙などの武官に任じられていたためにかかる 尊称を用いていたもの」という説明も認めがたい。管見の限り、唐代新羅人の中に唐側の都兵 馬使を担う人はまだ見つからなかった。清海鎮兵馬使の崔暈を唐政府の官と誤解したものと思 われる。また、崔暈に対して「大使」が使用された例はない。また、長安で円仁が出会った李 元佐は、神策軍左軍中尉押衙、銀青禄大夫、検校国子祭酒、殿中監察侍御史、上柱国¹⁶⁾であり ながら、円仁の滞在や帰国にも大きな支援を与えた。にもかかわらず、円仁から「大使」の呼 称は一度も使用されていない。張詠は開成四年(839)と開成五年(840)年の際、登州の軍事 押衙であり、円仁の求法公験に奔走し莫大な支援を与えたと言えるが、「大使」の呼称は登場し ない。

また、最高責任者ではなく、ある種の使号に対する尊称とする解釈にも疑問がある。張詠は「勾当新羅使」であり、可能性がないわけではないが、林大使、薛詮、劉慎言らは使号を有していない¹⁷⁾ にもかかわらず、「大使」の呼称が用いられている。

さらに、劉慎言の大使については何らの言及がない点も、大使に対する注釈が不十分だと言 わざるを得ない。いくつかの注釈の中にはお互いに矛盾な説明もあるし、本文の内容と矛盾な 説明もある。改めて「大使」について、詳しく論じる必要がある。足立喜六の注釈本もよく使 われるものなので、その中の注釈を一緒に検討しよう。

足立喜六の注釈本において、張詠と林大使の「大使」の呼称を次のように解釈している。

大使。開成五年当時は張宝高を大使と呼んでいたが、その属官で、登州押衙新羅使であった張詠を尊称したもの¹⁸⁾

林大使。張宝高の美称なり。林は荘厳、雄大、潤美の意にて、林深即鳥棲というは、徳高 ければ衆おのずから帰趣するなり。また林府は物の集積するところを指す。故に林大使は

¹⁵⁾ 会昌五年(845) 九月二日条、大中元年(847) 二月、閏三月十日・閏三月十二日・六月十日・八月九日条、 p.195、196、199、201、202.

¹⁶⁾ 会昌三年(843)八月十三日、会昌五年(845)三月十四日条, p.174、185.

¹⁷⁾ 使号を持っていいても、円仁が記されていない可能性もあるが、李元佐や張詠のように、詳しい人に全ての肩書を記すのは円仁の習慣であることから、彼らは使号を持っていいないと考えられる。

¹⁸⁾ 足立喜六、塩入良道 前揭注 3 注釈書 2. p.309.

張宝高の威勢を讃称したので、実名ではない。¹⁹⁾

として、また一つ一つ疑問点を述べること。唐側の官職名であるから、張保皐の属官ではないと考えられる。また、林大使の大使についての解釈は堀敏一に「いささか苦しい説明」²⁰⁾と批判された。

また、堀敏一の論文に、林大使について、

大使というよび名といい、円仁が状を書いた行為といい、3人の中でも最も力を持つ人物ではないかとおもう。²¹⁾

と推定した。だが、そもそも「大使」の呼称や書状のやり取りが最高権力者であることを証明 する根拠となるのかという理由が不明である。

円仁の「大使」の呼称について、一般に「大使」は尊称として使われていたという認識は共有されているが、どのレベルの人物に使うのか、複数いる「大使」の関係はどのようなものなのかについては十分に検討されていない。堀敏一とライシャワーの最高権力者という説についても十分な根拠が示されていないという問題がある。

したがって、本論文はこれらの課題をふまえつつも、「大使」の用例分析を通じて、山東登州 新羅人社会の権力者である張詠と林大使の権力関係と山東登州の新羅人社会の権力構造を検討 する。

一、『入唐求法巡礼行記』の中の大使

『入唐求法巡礼行記』において、大使と呼ばれる人は遣唐使藤原常嗣、海陵県大使劉勉、勾当日本国使王友真と張保皐・張詠・林大使・薛詮・劉慎言の五人の新羅人が挙げられる。藤原常嗣は当時の日本遣唐大使であり、「大使」の呼称は当然のことである。劉勉は海陵県内にある軍鎮の大使であり、節度使から降格し、軍鎮の鎮使にも使われたのである。王友真は勾当日本国使で、日本遣唐使一行の世話係としての臨時の官である。二人について、小野勝年は以下のように注釈をつけている。

【劉勉】鎮大使。ここに鎮というは白潮鎮あるいは如皐鎮を指しているのであろう。唐制による鎮は上中下の三種に分かれた、鎮将・鎮副・倉曹・兵曹参軍事その他、使・副使・録

¹⁹⁾ 足立喜六、塩入良道 前掲注3 注釈書1, p.180.

²⁰⁾ 堀敏一 前掲注 9 論文 b, p.49.

²¹⁾ 堀敏一 前掲注9 論文b, p.49.

事・倉曹・兵曹佐・倉督などの官があった。さらに司馬の置かれた場合もある(「新唐書」 巻四九百官志)。ここにいう鎮大使とは鎮の長を指したものと思われ、鎮将または鎮使ある いは鎮遏使などの尊称として用いられたものと解せられる。唐初の大軍鎮制が施行された 時代、その長官を軍大使・防禦大使・経略大使などと呼んだことがあり、節度副使なども 節度副大使などといわれた。その後、大使の語は漸次下級のものの尊称としてもちいられ るにいたり、一介の鎮将をもかく呼んだものであろう²²⁾。

【王友真】勾当日本国使。勾当は処理、管理その他世話、取扱いなどの義。遣唐使一行の世話係としての臨時の官で、目付けの役をも兼ねた。後文では略してただ使とも大使〔八月十日および同二十二日条〕ともいう場合がある。後者は尊称であろう。藤原貞敏が将来した「琵琶譜」の奥書にはただ勾当官とある²³⁾。

地域	姓名	表現	出典 ²⁵⁾	箇所
日本	藤原常嗣	大使・大使君		50 ²⁶⁾
海陵県	劉勉	大使・鎮大使	巻一	2
揚州	王友真	王大使		3
清海鎮	張保皐	大使・張大使	巻二	7
登州	不詳	林大使	也一	2
	張詠	大使・張大使		21
	薛詮	薛大使	巻四	4
定川	劉慎言	劉大使		1

表 1 円仁に大使と呼ばれた人物²⁴⁾

八人のうち、清海鎮大使の張保皐以外の四人は在唐新羅人である。円仁は『入唐求法巡礼行記』において、これら在唐新羅人社会内部のある特定の人物に対して「大使」の呼称を用いている。

山東新羅人社会内部において、張詠と林大使は、どんな地位や身分の者であろうか。まず以下の記事から検討したい。

(開成四年六月) 七日午時, 乾風吹, 舉帆進行。未申之際, 到赤山東邊泊船, 乾風大切。其

²²⁾ 小野勝年 前掲注 3 注釈書巻一, p.122.

²³⁾ 小野勝年 前掲注3 注釈書巻一, pp.176-177.

^{24) 『}入唐求法巡礼行記』 に基づいて作成

^{25) 『}入唐求法巡礼行記』巻一 (838.06.13-839.04.18) 巻二 (839.04.19-840.05.16) 巻三 (840.05.17-843.05.26) 巻四 (843.06.03-847.12.14)

²⁶⁾ 巻三会昌二年(842) 四月二十五日にも一回の記事がある。ここで省略する。

赤山純是巖石, 高秀處, 即文登縣清寧鄉赤山村。山裏有寺, 名赤山法花院, 本張寶高初所建也。長有莊田, 以充粥飯。其莊田一年得五百石米。冬夏講說, 冬誦法花經, 夏講八卷金光明經, 長年講之。南北有巖岑, 水通院庭, 從西而東流。東方望海遠開, 南西北方連峰作壁, 但坤隅斜下耳。當今新羅通事、押衙張詠及 林大使、王訓等專勾當²⁷。

この史料から、張保皐によって創建された赤山法華院の管理者は、張詠・林大使と王訓の三人である。王訓以外の二人は、円仁に「大使」と呼ばれた記事が数例ある。特に張詠は新羅人であり、淄青平盧節度使の官として、在唐新羅人社会を管理することが通説である。次節では、林大使と張詠の肩書について、詳しく検討したい。

二、林大使

次に、『入唐求法巡礼行記』において、林大使についての史料はただ二つのみあり、前文開成四年(839)六月七日以外はまた次のとおりである。

(開成四年五月)十六日,天暗。押衙使來請朝貢使報縣之帖。請益僧作留住之狀,付商人孫 清送林大使宅。²⁸⁾

この史料の経緯は次の通りである。円仁は海州で遣唐使が乗った船から降りて、新羅僧と名乗り滞在しようとしたが、見破られた。ちょうどこの時、遣唐使船の第二船が海州の近くに停泊していたため、円仁はこの船に乗って、帰国させられることとなった²⁹⁾。その後、円仁一行は登州牟平県陶陽村の近くに漂着したが、間もなく、名の分らない新羅人・押衙判官・押衙次々と円仁の船にやって来た³⁰⁾。ここの「押衙」が張詠であるかどうかについては定説がないが³¹⁾、文登県から距離があり、牟平県にも住宅がある点から見て別人と考えられる。つまり、ここに登場した「押衙」は牟平県の押衙として、牟平県の使節・貿易の往来を管理し、新羅人社会も管理していたのである。このころ、日本遣唐使は押衙に「過海糧」を請求する一方、「村勾当」王訓の家で「過海糧」を買ったこともある。

また、円仁が同船の新羅人訳語道玄に頼んで、王訓らに滞在の件をたずねたところ、「如要住

²⁷⁾ 開成四年 (839) 六月七日条, p.62.

²⁸⁾ 開成四年 (839) 五月十六日条, p.58.

²⁹⁾ 開成四年(839) 四月五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日条, pp.39-44.

³⁰⁾ 開成四年(839) 四月十九日、二十四日、二十五日、二十六日条, pp.55-57.

³¹⁾ 堀敏一 前掲注 9 論文 b, p.45、山﨑雅稔 前掲注 9 論文, p.49.

者,我專勾當,和尚更不用歸本國」³²⁾と答えられたが、その後「依事不應,未能定意」³³⁾と記すのは一見見ればわかりにくいが、唐政府の官から許可をもらえないと、滞在の件を許せないという日本遣唐使の考えであると思われる。その後、「新羅譯語道玄向押衙宅去」³⁴⁾という記事があり、新羅人訳語道玄は押衙の宅へ行く原因については、やはり押衙の許可をもらうため、道玄に頼んだ。道玄の訪問は、いい結果をもたらしたのではなく、遣唐使の船にもっと厳しい検査をもたらした。

十四日,州押衙來於舶上,問舶上之人數(省略)十五日,(略)州押衙來於船上,請舶上人數。官人具錄其數,帖報州家。晚頭,押衙歸,朝貢使賞祿絁綿等³⁵⁾。

とあって、突然、船の人数を問われることは、この前のことと合わせて考えると不思議では ないであろう。また、日本の使節は「祿絁綿」を押衙に送ったのは、円仁の滞在に対する許可 を求めることが目的であったものと考えられる。

この時、ちょうど前文の開成四年五月十六日条のところに至った。円仁は、仕方なく、王訓から「林大使」のことを聞いたのか、商人金清に頼んで、林大使に滞在の書状を送った。金清は山東沿岸の商人で、そのとき林大使のところへ行くついでに書状を持っていたのであろう。滞在のための書状を押衙ではなく、林大使に出したということは、林大使は押衙より大きな権限を持ち、円仁の滞在を決定し得る権力を持っていたことを示唆する。円仁はこれらの情報を手に入れ、この書状を出したのと思われる。

登州新羅人社会で権力を持っている張詠と林大使とが、どのような直接的関係にあるかについては、円仁の『入唐求法巡礼行記』に二人の繋がりが見えないので、直接判断するのは難しい。

三、張詠

それでは、登州新羅人社会の権力構造、とくにその長を検討するにあたって、『入唐求法巡礼行記』の記事を見てみよう。山東の新羅人社会において円仁と最も親しい関係にあったのは張詠である。張詠に関する記事は求法前に山東に滞在した期間(838.04.11-840.04.12)と、求法後帰国前に山東に滞在した期間(845.07.20-847.09.02) 36 二つの段階に集中している。張詠が

³²⁾ 開成四年 (839) 五月一日条, p.57.

³³⁾ 開成四年(839) 五月一日条, p.57.

³⁴⁾ 開成四年(839) 五月六日条. p.58.

³⁵⁾ 開成四年(839) 五月十四日、十五日条, p.58.

³⁶⁾ 前後の連続性を考慮する上で、楚州を往来する一ヶ月間 (847.05.14-847.06.18) も一緒に一つの段階に扱われた。

登州軍事押衙、平盧節度使同軍将³⁷⁾、勾当新羅使押衙などの唐政府の肩書をもっていることがすでに明らかにされているが、これらの肩書を詳しく分析すれば、昇進していることが窺える。

1. 張詠の肩書

張詠が開成期における、「新羅通事・押衙」であることは前文の開成四年(839)六月七日の 史料から読み取れる。唐武宗の「廃仏運動」は激しさを増し、円仁も帰国の途に着いて、山東 を訪れた際、新羅所で張詠と再会した。張詠の肩書は「盧軍節度同軍將兼登州諸軍事押衙張詠」 と記され、「大使」という呼称も多く使われていた。これに関する記事は以下のように

廿七日,到勾當新羅所。敕平盧軍節度同軍將兼登州諸軍事押衙張詠,勾當文登縣界新羅人戶。到宅相見,便識歡喜,存問慇懃。去開成五年從此浦入五臺去時,得此大使息力,專勾當州縣文牒公驗事發送。今卻到此,又慇懃安存。便過縣牒,具說心事。大使取領停留,許 覓船發送歸國³⁸⁾。

と記されている。

					呼称			
時	期	张詠	主人	新羅通事	押衙 (軍事押衙・張押衙)	勾当新羅使 (勾当使)	同軍将	大使 (張大使)
839	06.07	0		0	0			
	01.20	0			0			
	01.21				0			
	01.27				0			
	02.01				0			
840	02.15				0			
	02.19				0	0		
	02.20				0			
	02.21				0			
	02.24				0			

表 2 円仁が張詠に用いた呼称³⁹⁾

³⁷⁾ 東洋文庫の版本(1926年に観智院本により写真複製本)に「同十将」と書いてある。本稿において使う 史料は観智院本により翻刻されたのである。小野勝年、足立喜六、白文化らの注釈本にも「同十将」と同 じく扱われている。同十将について、小野勝年は「同十将は十将と同格の義。十将は一軍の将官であるか ら、同十将もまた将校待遇である。節度使に所属した軍職であった。」と指摘した。小野勝年 前掲注 4 注 釈書巻一、p.430.

³⁸⁾ 会昌五年(845)八月二十七日条, pp.194-195.

^{39) 『}入唐求法巡礼行記』に基づいて作成

845	08.27	0)		0	0
	09.22							0
	11.03							0
	12.15					0		
	01.09							0
846	02.05							0
	04.09							0
	02							0
847	閏 03.10						0	0
	閏 03.12		0					0
	06.10					-		0
	07.21	0				0	0	
	08.09							0

表によれば、張詠の肩書は開成四年(839)と開成五年(840)の際、押衙であったが、会昌 五年(845)以後には同十将へと変化したことが分かる。また彼は遅くとも会昌五年(845)以 後に平盧節度使同十将へ昇進したにもかかわらず、登州の軍事押衙という肩書も続き兼任した のである。

2. 十将と押衙の関係

これから、張詠の肩書である押衙と同十将との関係を検討してみたい。押衙は本来「押牙」と表記され、牙門将・牙兵の別称も持つ。また、両唐書の職官志によると、「衙官」というものもある。張国剛は節度使の官職については、「都頭(都知兵馬使)、兵馬使、同兵馬使・散兵兵馬使・同散兵馬使、十将、散将・同十将・同副将・同散将、押衙(牙)、虞侯、教練使」⁴⁰⁾という序列を示している。これによれば、同十将は押衙より高位であることが分かる。

後世軍中,遂置牙門將,又有牙兵。典総此名者,以押牙為名41)。

諸軍各置使一人,五千人以上有副使一人,萬人以上有營田副使一人。軍皆有倉、兵、冑三曹參軍事。刺史領使,則置副使、推官、衙官、州衙推、軍衙推⁴²⁾。

一方、『資治通鑑』では「押兵」の表記が見られるが、正史や墓誌にはむしろ押衙が多く、しばしば節度押衙・軍事押衙などの呼称もしばしば登場する。唐の初期から、中央政府は辺境を

^{40) [}張国剛 1989 「唐代蕃鎮軍将職級考略」 『学術月刊』 5, pp.71-77.] からまとめた。

^{41) 『}資治通鑑』卷一八五 唐紀一 高祖武徳元年 (618), p.5788.

^{42) 『}新唐書』 卷四十九下 志第三十九下 百官四下·外官条, p.1317.

守るため、軍・守捉・鎮・戍を設置した。唐の中後期になって、軍鎮は行政化の傾向があり、 軍鎮の長と地方行政の長との統合もその以後の歴史事実である⁴³⁾。軍職としての押衙は節度使や 軍鎮の下にもあり、時代を経て、州県官員の系列の中に入り込んでくる⁴⁴⁾。

(前略) 寶曆元年秋九月二十日,攝經略巡官試大理評事權知軍州務,賜緋魚袋,博陵崔公領寮屬及將吏遊于茲室,探討竒跡(中略)攝經略巡官、朝議郎、試大理評事、知軍州事賜緋魚袋崔獻直;文林郎、守司馬王化清;守錄事忝軍、楊全質;守司倉忝軍陳係;守司戶忝軍李參;守高要縣令張仲佟;守主簿陳行敏;攝衛李口;押衙知事褚曾;押衙溫靖(中略)自經略使巡官下至押衙等凡十一人(後略)⁴⁵⁾。

この刻文は宝暦元年(825)端州高要県の摩崖のものであるが、これによれば、九世紀前半には州県官吏の中にも押衙が入込んでいることを示している。

唐後期に至り、押衙や十将はおそらく節度使のみならずやがて州県にも置かれ、吏職に変わり、治安巡査⁴⁶⁾のような職責をやっていたのであろうか。では、十将と押衙の官品の上下は軍職中の序列ではく、吏職化された後の例から検討しなければならない。

十将と押衙はもともと軍職で、時代や場所により、その地位も異なっていた。渡辺孝によると、軍鎮時代押衙より十将の地位が高いという史料が多いが、唐後期になり、「次期節帥」から「司録参軍・蜀州長史」まで、ばらばらになった⁴⁷⁾。また、「九世紀中葉以降、州の押衙には、外交折衝や財務など、明らかに吏職的方面への接近が覗われると言わねばならない。これはまた、もはや押衙の名号が、従来のごとき抽象的な位階としてではなく、それ自体吏職に関わる職号として認識されるようになる、あるいは既にされ始めたことを示唆しているように思われる。」⁴⁸⁾という押衙は行政の吏職に転換したこともある。しかし、彼は同じく軍職である十将についての見方は押衙と違い、張詠の例を使って、「時代が下るにつれ、十将の号が実際の職任を離れた、単に藩軍内の地位・階級を示す位階・肩書として用いられる例も見られるようになって行った。名目的な位階としての十将の用法が行われるようになった契機の一つには、おそらく蕃府を離れて巡属の州県に赴任する軍将の地位・待遇を示す必要上ということがあったろう。」⁴⁹⁾のように、吏職への転換ではなく、名目上の位階への変化であることを指摘した。同じく軍職としての同十将や押衙はともに行政化して、吏職に転換したのであると考えられる。これから

⁴³⁾ 趙璐璐 2014「軍鎮勢力的発展与中晚唐五代県級行政体制的演変」「井岡山大学学報」35(1), p.130.

⁴⁴⁾ 小野勝年 前掲注 4 注釈書巻一, pp.491-493.

^{45) 『}金石続編』巻十〇、宝暦元年(825) 「遊方室新記」pp.26-27.

⁴⁶⁾ 黄清連 1997「圓仁與唐代巡檢」『中央研究院歷史語言研究所集刊』68(4), pp.900-942.

⁴⁷⁾ 渡辺孝 1991 「唐·五代の藩鎮における押衙について (上)」 『社会文化史学』 28. pp. 40-41.

⁴⁸⁾ 渡辺孝 前掲注47, p.46.

⁴⁹⁾ 渡辺孝 1994「唐藩鎮十将攷」『東方学』87, p.7.

いくつかの山東地方の墓誌⁵⁰⁾ のうち、押衙や同十将を兼ねる職官の官品が確認できるものを整理すると、以下の表の通りである。

墓誌名	刊行年	使職	職官	検校官	文散官	武散官	勲
劉君妻辛氏	835年	平盧節度押衙兼 左廂兵馬使	御史中丞 (正五上)	検校国子祭酒 (従三)	銀青光禄大夫 (従三)	雲麾将軍 (従三)	上柱国 (正二)
墓誌	<u></u> გაე+	平盧節度使衙前 虞侯		試殿中監 (従三)		雲麾将軍 (従三)	上柱国 (正二)
李志安夫婦 墓誌	839年	衙前十将		試殿中監 (従三)		雲 麾 将軍 (従三)	
鄭少雅夫婦 墓誌	868年	平盧節度散十将		検校太子詹事 (正三)	銀青光禄大夫 (従三)		
東海厳夫人 墓誌 873年	泰寧軍都知兵馬 使兼押衙	侍御史 (従六下)	検校太子賓客 (正三)	銀青光禄大夫 (従三)		上柱国 (正二)	
	8/3 T	当軍節度押衙	監察御史 (正八上)	検校太子賓客 (正三)	銀青光禄大夫 (従三)		上柱国 (正二)
檀肱墓誌	887年	節度押衙	殿中侍御史 (従七上)				·
		節度押衙	殿中侍御史 (従七上)				_

表3 墓誌銘から見た肩書

以上の史料の肩書をまとめれば、以下のように表に示している。

50) 【山東石刻分類全集】編輯委員会 2013 【山東石刻分類全集】巻五歴代墓誌,青島出版社·山東文化音像出版社.

102 劉君妻辛氏墓誌 835年刊 p.172.

唐故平盧節度押衙兼左廂兵馬使、銀青光祿大夫、雲麾將軍、檢校國子祭酒兼御史中丞、上柱國、食邑 二千五百戶、劉公夫人職西辛氏墓誌銘並序

(中略) 長子平盧節度使衙前虞侯、雲麾將軍、試殿中監、上柱國克勤(後略)

103 李志安夫婦墓誌 839年刊 p.174.

唐故衙前十將、云麾將軍、試殿中監李府君并夫人竇氏合祔墓誌銘並序(後略)

122 鄭少雅夫婦墓誌 868年刊 p.209.

故滎陽鄭府君及夫人樂安孫氏墓誌銘並序

(中略) 祖諱光, 皇平盧節度散十將銀青光祿大夫檢校太子詹事(後略)

124 東海嚴夫人墓誌 873年刊 p.122.

唐故東海嚴夫人墓誌銘並序

(中略) 夫人貞閑毓德, 弘範清風, 聞禮聞詩, 鬱為人表。及笄之齒, 屬兹賢良, 適于泰寧軍都知兵馬 使兼押衙、銀青光祿大夫、檢校太子賓客兼侍御史上柱國, 蒼梧翟建武之長子當軍節度押衙、銀青光祿 大夫、檢校太子賓客兼監察御史上柱國, 怡齊魯之間推為豪彥(後略)

132 檀肽墓誌 887年刊 p.228.

唐故前密州司倉參軍高平郡檀府君墓誌銘並序

(中略)公仲季五人,兩人糜職兗海,一人芳名建酆,不幸早年沉喪,職終節度押衙兼殿中侍御史。一人建初,見在,亦授節度押衙兼殿中侍御史(後略)

九世紀中期以後の「鄭少雅夫婦墓誌」「東海嚴夫人墓誌」「檀肱墓誌」の三つの墓誌から見れば軍職は「武散官」を帯びておらず、「文散官」だけ帯びているのはおそらく軍職から吏職へ転換したわけであろう。

また、「吏職化」された軍職の地位も下がりつつある。「劉君妻辛氏墓誌」の劉氏の職官は御 史中丞で、「正五品上」であるが、「東海嚴夫人墓誌」「檀肱墓誌」中の翟建武の息子の職官は 「監察御史」で、「正八品上」まで下がっていった。

一方、十将の例が少なくて読み取れにくい。それでは、ほかの史料と一緒に検討しなければならない。まず、『金石続編』巻一一、咸通十三年(872)「河東節度高壁鎮新建通済橋記」の記載によれば、霊石県ならびに高壁鎮の官職として下のごとく記している。

(前略) 十三年壬辰四月十五日紀。節度衙前兵馬使勾當關鎮務銀青光祿大夫檢校太子賓客上 柱國張諗;儒林郎守靈石縣令路誨;承務郎行靈石縣主簿裴口;軍判官宣德郎試汾州長史馬 瞻;十將雲麾將軍試殿中監梁季真;權副將陳之戩;勾押官齊順;押衙李公成、康少千、秦 元貞、范君政、馬士;虞侯許敬立、常宗約、秦行和、趙存寶、張元茂;將虞侯任口亮;押 官盖公茂、曹升顏、田仗;庫官趙文晟(中略)按河東高壁鎮通濟橋記蕭珙撰(後略)⁵¹⁾。

小野勝年は上記史料に記された人物中、兵馬使以外はおそらく鎮城常駐者だと指摘している⁵²⁾。また『金石続編』の記事によれば、兵馬使・十将・押衙・虞侯という順番が同じなので、九世紀後半期の節度使内部の吏職化された軍職肩書も大体このような順番であろう。以上の史料から、十将は押衙より官品が高いことも窺え、両方とも節度使内部だけでなく州県制にも取り込まれた可能性もある。

3. 勾当新羅使と勾当新羅所

十将と押衙以外の官職を検討して見れば、円仁求法前期の「勾当新羅使押衙」から「勾当新羅使同十将」へ変化したことがわかった。「勾当日本国使」⁵³⁾ という肩書があるので、「勾当新羅使」も存在したことはおかしくないが、臨時的な「勾当日本国使」と違っている。「勾当新羅使」は常設な職位であることが張詠の記事から読み取れる。また、このポストは新羅使節の往来を管理するため設置させたのではないかと考えられる。

また、開成五年八月二十七日条によると、「勾當文登縣界新羅人戸」という記事があり、この勾当新羅所が管理した地域が文登県に限られているということは不自然であるかにみえる。新

^{51) 『}金石続編』巻一一、咸通十三年(872) 「河東節度高壁鎮新建通済橋記」, pp.45-50.

⁵²⁾ 小野勝年 前掲注3 注釈書巻一, p.492.

⁵³⁾ 承和五年(838) 七月九日、十六、二十日条, pp.29-30.

羅所について、円仁は「勾当新羅押衙所」と「勾当新羅所」と二つ違う表現を使った。

(開成五年二月)十九日, 齋後, 出赤山新羅院入縣。院主僧法清相送到勾當新羅使張押衙宅, 押衙相見云:「適來得縣牒, 擬差人報去。和尚自來赴到此, 誠智行李, 甚有感應, 深以相慶。」便見縣牒。

文登縣牒

勾當新羅押衙所

當縣先申上日本國船主客僧圓仁等肆人

牒,檢案內,被帖稱前件客僧等,先在赤山院住舍,為春暖,欲往諸處巡禮,恐不練事由。 今欲放東西,未敢專擅,狀上者。奉帖准狀放去者。未有准帖,牒勾當新羅張押衙處,請處 分者。准狀牒張押衙者。謹牒

開成五年二月十日

典王佐牒

蹋縣印三處

主簿判尉胡君直

入夜、於押衙宅宿54)。

廿四日, 到文登縣。踰山涉野, 羅破衣服罄盡。入縣見縣令, 請往當縣東界勾當新羅所, 求 乞以延唯命, 自覓舟, 卻歸本國。長官准狀牒, 送勾當新羅所, 去縣東南七十里, 管文登縣 青寧鄉。

廿七日,到勾當新羅所。敕平盧軍節度同軍將兼登州諸軍事押衙張詠,勾當文登縣界新羅人戶。到宅相見,便識歡喜,存問慇懃。去開成五年從此浦入五臺去時,得此大使息力,專勾當州縣文牒公驗事發送。今卻到此,又慇懃安存。便過縣牒,具說心事。大使取領停留,許 寬船發送歸國(中略)大使便作狀報州:「得文登縣牒稱,日本國僧圓仁、惟正等二人,京兆府賜給長牒,轉各一通,准敕遞本國。節仍被遞到此。縣,請到勾當新羅所,求乞以延唯命,候有過往日本國船,即歸國者。今見在浦者。」55)

とあるように、「新羅押衙所」と「勾当新羅所」で記したのは張詠の昇進と関係あると考えられる。「勾当新羅押衙所」を略して、以下のように「押衙所」と呼ぶ場合もあるので、「勾当新羅押衙所」と「勾当新羅所」とはやはり異なるものと思われる。

廿四日、早朝、得縣公牒、文如別。所由李明夷勾當公驗畢、歸張押衙所。

登州都督府

文登縣牒

⁵⁴⁾ 開成五年 (840) 二月十九日条, p.82.

⁵⁵⁾ 会昌五年 (845) 八月二十四日·二十七日条, pp.194-195.

日本國客僧圓仁等肆人

僧圓仁. 弟子僧惟正、惟曉. 行者丁雄萬并隨身衣缽等

牒:檢案內得前件僧狀,去開成四年六月,因隨本國朝貢船到文登縣青寧鄉赤山新羅院寄住, 今蒙放任東西。今欲往諸處巡禮,恐所在州縣、關津、口鋪、路次不練行由,伏乞賜公驗為 憑,請處分者。依檢前客僧未有准狀給公驗,請處分者。准前狀給公驗為憑者。謹牒 開成五年二月廿三日

> 典王佐牒 主簿判尉胡君直⁵⁶⁾

「勾当新羅所」は張詠の昇進とともに、「勾当新羅押衙所」から昇格されたわけである。つまり、県ごとに「勾当新羅押衙所」が設置され、押衙はそちらで業務を処理する一方、州で「勾当新羅所」が設置され、同十将はここで業務を処理したのである。

一方、海州東海県には「押衙所」なる場所があり、「海州押衙兼左二將軍將四縣都遊奕使、勾當蕃客、朝議郎、試左金吾衛張實」⁵⁷⁾という「蕃客」を管理する押衙もいる。このように、外国人を管理するため、県とくに縁辺の県に「押衙所」が設置された例はいくつかある。海州や登州には新羅人村落があることから、この「押衙所」は新羅人の管理も兼ねていた可能性が高い。

なお、「海州押衙兼左二將軍將四縣都遊奕使、勾當蕃客、朝議郎、試左金吾衛張實」から張実は海州四県の辺境検査や蕃客の管理を担当したことが明らかにした。その中の「左二将軍」とは実に「十将」である⁵⁸⁾ことは小野勝年により指摘された。張実は会昌五年(845)以後の張詠の肩書と比べると、非常に類似するところがある。張実と張詠は自分が管理地域内の治安を担当しながら、外国人も管理していた。

人名	張詠	張実
	登州諸軍事押衙	海州押衙
肩書	平盧軍節度同軍将	左二将軍将
月 青		四県都遊奕使
	勾当新羅使	勾当蕃客
役所	勾当新羅押衙所/押衙 所勾当新羅所/勾当所	押衙所

表 4 張詠と張実との肩書の比較59)

いずれにしても、張詠が、登州の軍事押衙・勾当新羅使(所)押衙・新羅通事から平盧節度

⁵⁶⁾ 開成五年(840) 二月十九日条, pp.83-84.

⁵⁷⁾ 開成四年 (839) 四月八日条, p.42.

⁵⁸⁾ 小野勝年 前掲注3 注釈書卷一, p.493.

^{59) 『}入唐求法巡礼行』を基づいて作成

使の同十将・勾当新羅使(所)同十将・登州諸軍事押衙に昇進したということは明らかである。 また、昇進してから、円仁から「大使」の呼称も用いられた。張詠は「勾当新羅使」の肩書を 有しており、当地の新羅人も管理している。

おわりに

本稿は円仁の「大使」に着目し、山東登州の新羅人コミュニティの管理者である林と張詠について検討した。林に関する史料が少なく、不明な点も残るが、「林大使」の呼称から見れば、彼は開成期における登州新羅人コミュニティの長だったと考えられる。駐屯した軍隊は行政化し、内部の軍職も東職に転化するという、張詠については、節度使内部の軍職を有しながら、押衙という軍職は流れの中で、その地位も次第に下がっていた。張詠は押衙から十将に昇進した後、「大使」の呼称を用いたのである。また、史料から見れば、この時期に至り、張詠の権限も拡大したことから、林の代わりに、登州新羅人コミュニティの長になったのであろう。